



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

民有保安林の指定（森林管理課）	1
都市計画事業の変更の認可（下水道課）	1

公 告

市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）	2
町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・4件（都市計画・モノレール課）	2
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	2

選挙管理委員会事項

宜野湾市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	3
---------------------------------------	---

告 示

沖縄県告示第56号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
令和5年2月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江上グスク552番2・553番・554番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第83号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和5年2月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 施行者の名称 那覇市
- 都市計画事業の種類及び名称
 - 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - 名称 那覇市公共下水道
- 事業施行期間 昭和47年5月15日から令和9年3月31日まで
- 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、石垣市から送付のあった石垣都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 石垣市公共下水道
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南風原町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 照屋・本部地区、与那覇地区、宮平地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、八重瀬町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 東風平北部地区用途地域
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、八重瀬町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 外間北工業地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、八重瀬町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 友寄東物流サービス地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年2月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年12月9日 沖縄県指令土第989号、平成22年11月18日 沖縄県指令土第909号（変更）、平成23年7月1日 沖縄県指令土第677号（変更）、平成24年11月15日 沖縄県指令土第1157号（変更）、平成25年9月12日 沖縄県指令土第1089号（変更）、平成29年1月4日 沖縄県指令土第7号（変更）、平成29年3月13日 沖縄県指令土第192号（変更）、令和3年9月17日 沖縄県指令土第553号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字田場門原994番1ほか253筆及び946番1地先（第六工区、第七工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市字田場987番地1 有限会社前堂建設 代表取締役前堂勝次
- 5 検査済証番号 令和5年1月13日 第4850号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月30日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第2号

当委員会は、令和4年9月11日執行の宜野湾市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査申立てに対し、裁決したので、次のとおり要旨を告示する。

令和5年2月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

裁 決 書

沖縄県宜野湾市字真志喜599番地11レオパレスRATOKA101号

審査申立人 比嘉 隆

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、令和4年10月20日をもって提起された同年9月11日執行の宜野湾市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力及び当選の効力に関し、令和4年9月26日をもって宜野湾市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同月27日、この申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定は同月29日申立人に送達された。

申立人は、同年10月20日、これを不服として当委員会に対し、原決定を取消し、本件選挙における当選人全員の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをした。

その理由及び主張するところを審査申立書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

1 開票時の不適切な計数について

本件選挙は、1位及び2位の当選者の得票数が大きく、過去の選挙における得票数の推移から考えると、異常な票数の上昇である。得票数が変動することはないという地方議会議員選挙の経験則から大きく逸脱しており、開票時の不適切な計数が疑われる。

本件選挙の開票に携わる審査係、計数係、計算係、疑問票係が共謀すれば、公衆に知られることなく得票数の改ざんが可能であり、また、これらの係の経歴や選定方法は明らかにされていないことから、本件選挙の開票の公正性が十分に担保されているとはいえない。市委員会は異常な票数について、説明をする

道義的・社会的責任がある。

2 同日に行われた他市議会議員選挙の結果について

同日に行われた沖縄県内4つの市議会議員選挙に関して、名護市では1位及び2位の得票数がこの経験則から大きく逸脱しており、南城市、沖縄市、石垣市では1位の得票数がこの経験則から大きく逸脱している。県選挙管理委員会は、このように同じ日に行われた県内5つ全ての市議会議員選挙での獲得票数に、同じ種類の経験則に反する結果が出ていることについて、その正当性と妥当性を説明する道義的・社会的責任がある。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審査において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じたところ、申立人から補正書が提出されたので、これを適法なものとして認め、本件審査申立書の副本を市委員会に送付し、市委員会から弁明書を提出させ、申立人にはこれに対する反論書を提出させるとともに、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求め、慎重かつ厳正に審査を行った。

ところで、当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、何人かその選挙における正しい当選人であるかを争うものである。

一方、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第209条の規定によれば、当選の効力に関する審査の申立てにおいても、当該選挙について選挙の規定に違反することがあり、それが選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合は、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の裁決をしなければならない旨定められている。

このため、本件審査では、まず、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、更に当選の効力について判断することとする。

1 選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（昭和61年2月18日最高裁判決）とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

(1) 審査の申立ての要旨1について

法第209条第1項の規定に鑑み、当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるような事実がなかったかについて、市委員会から提出のあった選挙録等の物件を確認したところ、以下の事実が認められる。

なお、本件選挙では、法第79条の規定により、開票の事務は選挙会の事務に併せて行われ、開票管理者又は開票立会人は、それぞれ選挙長又は選挙立会人（以下「立会人」という。）をもってこれに充てられたほか、選挙録は開票録を兼ねて作成されている。

開票事務は、令和4年9月11日午後9時00分から、宜野湾市立体育館において、法第75条の規定に基づき市委員会によって選任された選挙長、法第76条の規定に基づき届け出られた立会人9名及び事務従事者により開始された。選挙長及び立会人は一連の開票事務を監視するように配置されていた。このように選挙長及び立会人の立会いのもと開票作業及び得票の算定が行われ、その後、選挙会が適法に開催され、選挙録が適正に作成されていること、その際には立会人からは何らの指摘も意見も出されなかったことが確認できた。

申立人は、1位及び2位の当選者の得票数が大きく、過去の選挙における得票数の推移から考えると、異常な票数の上昇であり、開票時に不適切な計数の疑いがあること及び開票に携わる事務従事者が共謀すれば、公衆に知られることなく得票数の改ざんが可能であることを主張するが、申立人からは当該主張を裏付けるような事実や証拠の提示はなく、同じ市委員会が管理執行する選挙であっても、過去の選挙と本件選挙は別個独立した選挙であるため、相応の理由もなく不適切な計数の疑いがあるとの主張は、憶測の域を出ない独自の見解であり、採用できない。

また、申立人は開票に携わる事務従事者の経歴や選定方法は明らかにされておらず、本件選挙の開票

の公正性は十分に担保されているとはいえないと主張するが、事務従事者の経歴や選定方法について明らかにしなければならないとする明文の規定はない。

したがって、本件選挙の開票事務において、法第205条第1項の選挙の規定に違反して行われたとする事情、すなわち選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるような事情は認められず、選挙の無効原因に該当しない。

(2) 審査の申立ての要旨2について

本件選挙と同日に行われた他市議会議員選挙については、法第5条の規定により各市選挙管理委員会が管理しており、当委員会は何らの関与もしていないことから、申立人の主張は憶測の域を出ない独自の見解であり、採用することはできない。

2 当選の効力について

当委員会は、前述のとおり、申立人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手續の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決）とされている。

本件審査の申立てにおける申立人の主張は、広く解すれば、「各候補者の有効得票数の算定の違法」に関する申立ての提起と認められるが、既に述べたとおり、本件選挙の開票手続きは適正に執行されており、開票時に不適切な計数の疑いがあるとする申立人の主張は、憶測の域を出ない独自の見解であり、具体的な主張立証がない以上、これを採用することはできない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張には理由がなく、また、本件選挙を無効とする場合にも該当しないことから、これを認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年1月20日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--